

報酬規定

～個人様の相続税・贈与税・所得税申告～

伊藤俊一税理士事務所
東京都文京区本駒込4-36-7-1101
電話 03-3822-0010
E-mail shun_ito@nifty.com
平成25年10月1日改定

※本報酬規定はあくまで、目安であり、相談の内容（複雑性など）やその頻度
その他様々な点を考慮して報酬を決定するものとする。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

【相続税申告報酬】

相続税申告報酬（申告書作成報酬を含む）は、次の1. 基本報酬 2. 資産総額報酬
3. 共同相続人加算報酬 4. 加算報酬 の合計額とする。

1. 基本報酬 100,000 円

2. 遺産総額報酬	5,000 万円未満	300,000 円
	7,000 万円 "	500,000 円
	1 億円 "	900,000 円
	3 億円 "	2,400,000 円
	5 億円 "	3,300,000 円
	7 億円 "	4,000,000 円
	10 億円 "	5,000,000 円
	10 億円以上	1 億円増すごとに 5,000,000 円に1,000,000 円を加算

なお、遺産総額の算定は小規模宅地等の特例適用前の額とする。

3. 共同相続人加算報酬

共同相続人（納税義務のある受遺者を含む）1人増すごとに2. 遺産総額報酬の10%相当額を加算する。但し、共同相続人のうち相続を放棄した者がある場合には、その者は共同相続人の数には算入しない。

4. 加算報酬

当該事案について、財産の評価等の事務等が著しく複雑なときは、遺産総額報酬の50%相当額を限度として加算する。

5. 着手金

着手金として報酬見込額の20%（最低100,000 円）を着手時にお支払頂きます。
なお、着手後1ヶ月経過後はキャンセルがあっても着手金の返還は致しません。

【全て、税抜金額にて表示しております。】

[相続税物納報酬]

物納報酬は、次の1. 基本報酬と2. 加算報酬の合計額とする。

1. 基本報酬

物納申請額	対応報酬
-------	------

[相続税物納報酬]

1 億円未満	500,000 円
5 億円未満	700,000 円
5 億円以上	900,000 円

5億円増すごとに200,000円加算

2. 加算報酬

当該事案の物納に関する事務等が著しく複雑のときは、成功報酬として物納許可額の10%を加算する。

[相続税延納申請報酬]

延納申請額	対応報酬
1,000 万円未満	50,000 円
5,000 万円未満	100,000 円

5,000万円以上1,000万円増すごとに10,000円を加算

[相続税申告パック]

(1) 対象 (条件)

- 亡くなられた方の資産の合計額 (配偶者控除・小規模宅地評価減の特例等の適用前) が 2 億円以下
- 相続人が 3 人以下

但し、次のケースは本サービスの対象外とします。

※相続人の居住地が神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県以外の方が 2 名以上である場合。

※相続人間でトラブルがある場合 (相続人同士が不仲なケースも含まれます)。

(2) サポート内容

準確定申告書の作成、相続税申告書の作成、遺産分割協議書の作成

(3) サポート対象外

延納申告書の作成、物納申告書の作成、預金のトレース等の作業

【全て、税抜金額にて表示しております。】

(4) 顧問料

総額 600,000 円 (なお、財産の中に土地がある場合は、実地調査代等別途追加料金を頂戴致します)

[贈与税申告報酬]

贈与税申告報酬は、次の1. 基本報酬 2. 財産評価報酬 3. 加算報酬の合計額とする。

1. 基本報酬 10,000 円

2. 財産評価報酬

(1) 不動産の評価

取得財産価額	対応報酬
200万円未満	0 円
500万円未満	10,000 円
1,000万円未満	20,000 円
2,000万円未満	30,000 円
2,000万円以上	50,000 円

1,000万円増すごとに20,000円加算

(2) 非上場株式の評価（1 銘柄につき）

- ① 配当還元方式 10,000 円
- ② 類似業種比準価額方式 100,000円
- ③ 純資産価額方式 300,000 円～（別途見積もりによる）

(3) その他の資産

別途見積もりによる

3. 加算報酬

(1) 相続時精算課税の選択 30,000 円

(2) 配偶者の2,000 万円贈与の特例申請 20,000 円

(3) その他特例等の申請 別途見積もりによる

【全て、税抜金額にて表示しております。】

[所得税申告報酬]

次に掲げる報酬を合計して顧問報酬とする。

1. 基本報酬 10,000 円

2. 事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金を除く）

売上1,500万円以上の場合は、原則として月額顧問とする。

その場合の顧問料については、法人に準じる。

(1) 年収基準（売上基準）

年収基準	対応報酬
300万円未満	0円
500万円未満	6,000円
800万円未満	9,000円
1000万円未満	12,000円
1500万円未満	20,000円
1500万円以上	法人に準じる

(2) 所得基準

年収基準	対応報酬
300万円未満	0円
500万円未満	5,000円
800万円未満	7,500円
1000万円未満	17,500円
1500万円未満	法人に準じる

(3) 付加基準

①青色申告付加

		対応報酬
白色申告		0円
青色申告	10万円控除	5,000円
	65万円控除	15,000円

②特例等の利用 … 別途見積もりによる

③源泉所得税の対応

納期の特例 …10,000円

原則納付（毎月納付）…60,000円

【全て、税抜金額にて表示しております。】

3. 譲渡所得、山林所得

(1) 不動産の譲渡所得、山林所得

次の①②③の合計額とする。

① 収入金額基準

収入金額 1,000万円未満 5,000円

5,000 万円未満 15,000 円

5,000 万円以上 25,000 円

②所得金額基準

売却所得	対応報酬
100万円未満	0 円
500万円未満	10,000 円
1,000万円未満	25,000 円
3,000万円未満	50,000 円
5,000万円未満	100,000 円
1億円未満	250,000 円

以下1 億円増すごとに100,000 円加算

③付加基準

居住用財産の特別控除 5,000 円

その他 特例 別途見積もりによる。

(2) 株式の譲渡所得

①件数基準

次に掲げる区分に応じる。

【上場株式の譲渡】

	譲渡件数	対応顧問料
特定口座利用	-	0 円
一般口座利用	集計不要のケース	2,500円
	3 件まで	0 円
	8 件まで	2,500円

9件目以降、1 件につき500円

【非上場株式の譲渡】

	対応顧問料
対価の根拠、原価の根拠が明らかなもの	2,500円
明らかでないもの	別途見積もりによる

【全て、税抜金額にて表示しております。】

②付加基準

(イ) エンジェル税制、ストックオプション制度の利用

所得金額	対応報酬
1,000 万円未満	25,000 円

2,000万円未満	35,000円
3,000万円未満	50,000円

3,000万円以上は所得金額の0.35%

(ロ) その他 特例の利用 別途見積もりによる。

4. 配当所得、給与所得、退職所得、一時所得、雑所得のうち公的年金

原則として追加報酬 なし。

但し、複雑なものがあれば 別途見積もりによる。

5. 税額控除等特例の適用

(1) 住宅ローン控除

① 新規適用 (適用 1 年目) 5,000円

② 2年目以降 0円

(2) その他 特例の利用 別途見積もりによる

6. 生前相続対策コンサルティング

月額50,000円より

※難易度より異なる。

【全て、税抜金額にて表示しております。】